

事 務 連 絡

平成 30 年 7 月 25 日

岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、
岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、
福岡県、岐阜市、姫路市、広島市、呉市、
岡山市、福山市、倉敷市及び鳥取市産業廃棄物主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物規制課

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条の規定による行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置の適用について

「平成 30 年 7 月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成 30 年政令 211 号）が本年 7 月 14 日付で公布・施行されたことにより、「平成 30 年 7 月豪雨による災害」が、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成 8 年法律第 85 号。以下「災害特措法」という。）第 2 条第 1 項の「特定非常災害」として指定されるとともに、行政上の権利利益の満了日の延長等を行うことにより、被災者の権利利益の保全等を図ることとなった。

これに伴い、環境省では、災害特措法第 3 条第 2 項に基づき、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）の規定による許可又は認定（以下「許可等」という。）のうち、特定非常災害発生日以降に有効期間が満了するものであって、災害救助法（昭和 22 年法律第 108 号）が適用された市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）内において当該許可に係る業を行う者に係るものについて、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件」（平成 30 年環境省告示第 57 号。以下「環境省告示第 57 号」という。）により以下のとおり指定し、当該許可の有効期間の満了日を平成 30 年 11 月 30 日まで延長することとした。

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
廃棄物処理法第 14 条第 1 項の規定による許可であって、同条第 2 項の規定により、平成 30 年 11 月 30 日以前にその有効期間が満了するもの	特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者	平成 30 年 11 月 30 日
廃棄物処理法第 14 条第 6 項の規定による許可であって、同条第 7 項の規定により、平成 30 年 11 月 30 日以前にその有効期間が満了するもの	特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者	
廃棄物処理法第 14 条の 4 第 1 項の規定による許可であって、同条第 2 項の規定により、平成 30 年 11 月 30 日以前にその有効期間が満了するもの	特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者	
廃棄物処理法第 14 条の 4 第 6 項の規定による許可であって、同条第 7 項の規定により、平成 30 年 11 月 30 日以前にその有効期間が満了するもの	特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者	
廃棄物処理法第 15 条の 3 の 3 第 1 項の規定による認定であって、同条第 2 項の規定により、平成 30 年 11 月 30 日以前にその効力を失うもの	特定被災区域内において当該認定に係る施設を設置している者	

一 延長措置の対象者の判断について

環境省告示第 57 号により指定された許可等の有効期間の延長措置（以下「延長措置」という。）の対象者は、特定被災区域内において業を行う者等であるが、その判断に当たっては、許可等の区分に応じ、産業廃棄物収集運搬業者にあつては、特定被災区域内において業を行う許可を有しているか否かにより判断し、産業廃棄物処分業者又は熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設を設置する者として認定を受けた者にあつては、当該許可等に係る事業の用に供する施設等の所在地が特定被災区域内に存在するか否かにより判断されたい。

なお、本延長措置は、行政庁による個別の確認行為を経ず、環境省告示第 57 号により指定された対象者に一律に適用されるものであるが、当該対象者が今般の豪雨により特段の被害を被っていないな

どの理由から、当該延長措置の適用を受ける意思を有しておらず、行政庁においても更新に係る事務を行うことが可能な場合については、従前の許可等の有効期間を満了日として取扱うことも可能である。

また、災害特措法第3条第3項により、行政庁は、特定非常災害の被害者であって、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについても延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができることとされていることから、環境省告示第57号の対象外となった者についても延長措置を講ずる必要がある場合には、平成30年11月30日までの期日を指定し、当該者に係る許可等の有効期間を延長することが可能である。

二 延長措置の対象者に係る許可証又は認定証について

延長措置の対象者については、現に交付を受けている許可証又は認定証（以下「許可証等」という。）に記載された許可等の有効期間と実際の許可等の有効期間に齟齬が生じることとなる。

そのため、延長措置の対象者に係る許可証等については、管轄内において特定被災区域とされている区域を周知するなどして、当該延長措置の対象者が円滑に業を継続することができるよう努められるとともに、許可証等の書換えなども事業者の個別の求めに応じ、実施されたい。

三 延長措置の対象となる許可等に係る更新後の有効期間の起算日について

延長措置の対象となる許可等については、当該許可等の有効期間は、平成30年11月30日となることから、当該許可等に係る更新後の許可等の有効期間の起算日については、従前の許可等の有効期間をもとに起算するものではなく、延長されたことを前提に更新に係る事務を行われたい。